

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(保管物の売却)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の規定による公告は、競売に付する物の名称、種類、数量及び形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項を記載して、<u>7日間福祉総合相談センター又は当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(保管物の返還の公告)</p> <p>第18条 法第33条の2の2第4項（法第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、返還に係る物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯その他必要な事項を記載して、<u>14日間福祉総合相談センター又は当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。</u>ただし、高価と認められる物については、岩手県報に掲載して行うものとする。</p> <p>別表第1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額</p> <table border="1" data-bbox="145 1238 770 1288"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～4 [略]</p> <p>5 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、零をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費（以下「障害児入所給付費」という。）を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）がいる世帯のうち、身体障害者福祉法（昭</p>	[略]	<p>(保管物の売却)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の規定による公告は、競売に付する物の名称、種類、数量及び形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項について、<u>インターネットの利用その他の方法により7日間行うものとする。</u></p> <p>(保管物の返還の公告)</p> <p>第18条 法第33条の2の2第4項（法第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、返還に係る物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯その他必要な事項について、<u>インターネットの利用その他の方法により14日間行うものとする。</u>ただし、高価と認められる物については、岩手県報に掲載して行うものとする。</p> <p>別表第1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額</p> <table border="1" data-bbox="834 1238 1460 1288"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～4 [略]</p> <p>5 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、零をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費（以下「障害児入所給付費」という。）を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）がいる世帯のうち、身体障害者福祉法（昭</p>	[略]
[略]			
[略]			

和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯

(4) [略]

6～8 [略]

別表第2(第23条関係)

徴収額

[略]

備考1～4 [略]

5 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、零をもってこの表に定める額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 在宅の障害者(社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。)又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)がいる世帯のうち、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯

(4) [略]

6～9 [略]

和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯

(4) [略]

6～8 [略]

別表第2(第23条関係)

徴収額

[略]

備考1～4 [略]

5 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、零をもってこの表に定める額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 在宅の障害者(社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項までに規定するサービスに限る。)又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)がいる世帯のうち、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯

(4) [略]

6～9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。